

減免に該当する身体障害者等の範囲

<障害者手帳の範囲>

区分		本人運転の場合	生計同一者運転の場合
視覚障害		1級～3級 4級の1(両目の視力の和が0.09以上0.12以下の者)	同左
聴覚障害		2級・3級	
平行機能障害		3級	
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声障害に限る)	
上肢不自由		1級・2級の1(両上肢の著しい障害) 2級の2(両上肢のすべての指を欠くもの)	
下肢不自由		1級～6級	1級・2級 3級の1(両下肢をショッパー関節以上で欠くもの)
体幹不自由		1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級 2級(一上肢のみに運動障害がある場合を除く)	同左
	移動機能	1級～6級	1級・2級 3級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能障害		1級・3級	同左
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			

<療養手帳の範囲>

区分	本人運転の場合	生計同一者運転の場合
	重度の障害を有する方(療育手帳にA1, A2と記載されている方)	同左

<精神障害者保健福祉手帳の範囲>

区分	本人運転の場合	生計同一者運転の場合
	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有する方	同左

<戦傷病者手帳の範囲>

区分	本人運転の場合	生計同一者運転の場合
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	同左
聴覚障害		同左
平行機能障害		同左
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出手術を受けた者に限る。)	同左
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	同左
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款 症	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由		特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	同左
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害		